

保 育 課

## 議案第96号

### 港区立認定こども園条例及び港区保育の実施に関する条例の一部改正について

平成30年4月の保育料の改定から3年が経過したことに伴い、港区立認定こども園条例及び港区保育の実施に関する条例の規定の一部を改正します。

#### 1 改正理由

保育園の利用者負担（保育料）は、公定価格（国が算定した保育所運営費）の一定割合を利用者に負担していただくよう、国徴収金基準額（国が算出した児童一人当たりの徴収限度額）の上限が定められており、保育料は児童福祉法に基づく応能負担の原則を踏まえ、保護者の負担能力に応じて負担金として徴収しています。

平成30年4月の改定から3年が経過したため、見直しを図ります。

#### 2 改正内容

- (1) 国徴収金基準額との乖離を縮小していくため、最高階層の保育料を現行の83,200円から88,400円とします。
- (2) 最高階層については、現行では区民税所得割額が90万円以上の世帯が該当していますが、最高階層に段階的に到達するよう、新たに3階層（D28～D30）を新設し、区民税所得割課税額120万円以上の世帯とします。
- (3) 現行の保育料階層は、D6階層からD10階層までとD11階層からD17階層の間では1万円となるなど、収入の変動によって階層が変わりやすいなどの課題があることから、D1階層以降の階層区分を全面的に見直します。
- (4) 各階層の保育料については、階層と階層の保育料の差に配慮しつつ、世帯収入に応じた保育料となるよう保育料を改定します。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、社会経済状況が不透明な状況となっていることを踏まえ、D7階層までの世帯では、保護者の負担が増加しないよう配慮します。

#### 3 施行期日

令和3年4月1日